

平成30年 6 月 12 日  
東京都住宅供給公社

## 労働安全衛生法に基づく届出不備について

当公社が設置した非常用発電機の燃料タンク等において、労働安全衛生法第 88 条関連の設備設置等に係る計画の届出不備があったことが判明しましたので、お知らせします。

### 1 届出不備の内容

法令で定められた規模以上の非常用発電機の燃料タンク等を設置する場合、労働安全衛生法第 88 条第 1 項により設置工事の 30 日前までに労働基準監督署に計画の届出が必要でしたが、対象となる当公社の工事の 10 件（届出の可否を確認中のものを含む。）につき、届出不備が確認されました。

### 2 施設の安全性

当公社の燃料タンク等の設置に当たっては、消防法に基づく許認可等の手続きや検査などを適切に実施しています。また、設置後も定期的な日常点検や消防法に基づく点検を計画的に実施しており、安全上の問題はありません。

### 3 届出不備に対する対応

届出不備については、所管の労働基準監督署の指導に基づき、順次、届出を行ってまいります。

<お問合せ先>

東京都住宅供給公社

住宅営繕部 技術管理課

電話：03-3409-2261(代)